

設備協調スクラム保証制度

制度の概要

- 保証対象者 県内に主たる事業所を有す中小企業者の方
- 保証限度額 2億円以内
- 保証期間 20年以内
※据置き1年以内
※期間はプロパー融資と同期間
- 協調融資 申込金融機関の融資金の70%までを保証
- 資金使途 設備資金
- 資金形式 証書貸付
- 返済方法 元金均等返済
- 貸付利率 金融機関所定の利率
- 担保 原則取得する不動産等を徴求
※同順位適用
- 連帯保証人 原則法人代表者以外不要
- 信用保証料 0.45%～1.90%以内(注1)



(注1)信用保証料について

別途、「会計参与設置会社」につきましては、保証料率を0.1%差引きます。また、担保の提供がある場合については、上記とは別に保証料率を0.1%差引きます。

【お問い合わせ先】

業務統括部 ● 保証一課 TEL:0952-24-4342 ● 保証二課 TEL:0952-24-4343